

平成20年派遣労働者実態調査 (事業所票)

所在地		調査票の提出についての問い合わせ先	
事業所名		調査票の内容についての問い合わせ先	
都道府県番号		東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館	
事業所一連番号		厚生労働省 大臣官房統計情報部雇用統計課雇用構造第二係	
産業分類番号		03-5253-1111 内線 (7615, 7623)	
1	2	3	

宛名の所在地・貴事業所名に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

記入者氏名	主な事業の内容
電話番号 () - (内線)	

(記入上の注意)

- 裏面の記入要領を参照して記入してください。
- この調査は**事業所を単位**として行います。回答は貴事業所の分について記入してください。事業所の範囲は、同一場所にある工場や店舗などを単位とし、他の場所にある支店や工場は含めません。ただし、店舗が2つのビルに分かれて営業している場合等で、人事・労務管理部門は1つである場合は、1つの事業所とします。
- 特に断りのない限り、**平成20年10月1日現在の状況**について記入してください。
- 貴事業所に「派遣先責任者」(裏面参照)がいる場合は、できる限り派遣先責任者が記入してください。
- 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
- 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
- 数字を記入する場合は、**右詰めで**記入してください。(記入例 人)

問1 貴事業所の状況についてお答えください。

(1) 貴事業所の常用労働者数 (注)

4	男	千			人
5	女	千			人

(2) 企業全体の常用労働者数 (注)

(本社、支社、営業所を合わせたもの)

1000人以上	1
500~999人	2
300~499人	3
100~299人	4
50~99人	5
30~49人	6
5~29人	7

(注) 常用労働者とは、下記の①~③に該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ③ 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成20年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者

なお、取締役、理事などの役員であって常時勤務して一般の労働者と同じ給与と規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払いを受けている者、事業主の家族であってその事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者及びパートタイム労働者は、上記①~③のいずれかに該当すれば常用労働者です。

事業所及び企業全体の常用労働者数には労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は含めません。

記入上の注意 4

「派遣先責任者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣労働者を受け入れる派遣先において、次に掲げる事項を行わせるため、選任が義務付けられているものです（労働者派遣法第41条、同施行規則第34条）。

- ① 労働者派遣法及び労働基準法等の適用に関する特例等により適用される法律の規定、派遣労働者に係る労働者派遣契約の定め並びに派遣元事業主から受けた通知の内容を派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他関係者に周知すること
- ② 派遣受入期間の変更通知に関すること
- ③ 派遣先管理台帳の作成、記載、保存及び通知に関すること
- ④ 派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理にあたること
- ⑤ 安全衛生に関すること（派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整）
- ⑥ その他、派遣元事業主との連絡調整に関すること

問2

派遣労働者が「就業している」を選択した場合は、問3・問5～問17に回答をお願いします。

派遣労働者が「就業していない」を選択した場合は、問4・問14～問17に回答をお願いします。

問5

政令で定める26業務

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条には、派遣受入期間の制限を受けない業務として、問5に掲げた政令で定める26業務を定めています。問5の〈政令で定める26業務〉に掲げる各番号は、政令第4条の号番号を表しています。（政令で定める26業務についての説明は5頁裏面を参照してください。）

問2 貴事業所では派遣労働者が就業していますか。

就業している	就業していない
1	2

問3 派遣労働者を就業させる主な理由を3つまで選んでください。

一時的・季節的な業務量の変動に対処するため	01
欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため	02
常用労働者数を抑制するため	03
雇用管理の負担が軽減されるため	04
社内を活性化するため	05
専門性を活かした人材を活用するため	06
自社で養成できない労働力を確保するため	07
軽作業、補助的業務等を行うため	08
勤務形態が常用労働者と異なる業務のため	09
その他	10

問4 派遣労働者を受け入れない主な理由を3つまで選んでください。

派遣労働者の受入に関する事務処理が煩雑であるため	01
必要な職業能力を備えた派遣労働者をすぐに確保することが困難であるため	02
技能・技術、知識等が社内に蓄積しないため	03
派遣労働者の管理が困難・面倒であるため	04
安全衛生管理責任を果たすことが困難・面倒であるため	05
トラブルが増加することが予想されるため	06
費用がかかりすぎるため	07
派遣労働者より他の就業形態の者の方を採用しているため	08
今いる従業員で十分であるため	09
雇用調整を実施している状況であるため	10
その他	11

問5へ

4頁問14へ

問5 派遣労働者が就業している業務は何ですか。該当するものをすべて選んでください。「35 その他」を選んだ場合は具体的な業務名をお答えください。

<政令で定める26業務>

1号 ソフトウェア開発	01
2号 機械設計	02
3号 放送機器等操作	03
4号 放送番組等演出	04
5号 事務用機器操作	05
6号 通訳、翻訳、速記	06
7号 秘書	07
8号 ファイリング	08
9号 調査	09
10号 財務処理	10
11号 取引文書作成	11
12号 デモンストレーション	12
13号 添乗	13

<政令で定める26業種以外の業務>

14号 建築物清掃	14	営業 (24・25号を除く)	27
15号 建築設備運転、点検、整備	15	販売	28
16号 案内・受付、駐車場管理等	16	一般事務	29
17号 研究開発	17	介護	30
18号 事業の実施体制の企画、立案	18	医療関連業務	31
19号 書籍等の制作・編集	19	物の製造	32
20号 広告デザイン	20	倉庫・搬送関連業務	33
21号 インテリアコーディネータ	21	イベント・キャンペーン関連業務	34
22号 アナウンサー	22	その他	35
23号 O A インストラクション	23	具体的業務名 ()	
24号 テレマーケティングの営業	24		
25号 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25		
26号 放送番組等における大道具・小道具	26		

問6 貴事業所で就業している派遣労働者は何人ですか。

11	男	千				人
12	女	千				人

問7 (1) 3年前(平成17年10月)と比べ、就業する派遣労働者の数はどう変化しましたか。

増加した	減少した	変化なし
1	2	3

(2) その人数を選んでください。

1～4人	5～9人	10～19人	20人以上
1	2	3	4

* 統計調査員記入欄 (この欄は統計調査員が記入します。)

①労働者数 (問6 男+女)	②抽出率	③抽出労働者数 (四捨五入)	④調査対象労働者数 {③又は上限値(注)}
	1 /		

(注) 調査対象労働者数の上限は以下のとおり
事業所規模1,000人以上は20人
事業所規模5～999人は5人

問 8

同一の契約に複数の派遣業務又は複数の派遣期間を定めている場合は、その業務及び期間ごとに1件と数えてください。ただし、ここでいう契約とは、労働者派遣法第26条の要件が満たされたものをいいます（問9についても同様とします）。

問 9

「通算派遣期間」とは、契約が継続して更新されてきた場合にはその契約期間を通算したものをいい、そうでない場合には現在の派遣契約期間をいいます。

「継続して更新」には、派遣労働者の受入を中止していた期間がある場合であってもその期間が3か月以下の場合を含めます。なお、派遣契約終了の日から次の派遣契約の開始の日までの期間など契約期間外の期間は「通算派遣期間」に含めないでください。

「更新されてきた」とは、（契約期間の如何を問わず）同一の業務が更新された場合のみをいいます。継続して更新されてきた契約の件数は、その期間を通算したものを1件として数えてください。

問8で「期限の定めがない」に記入をした場合は、問9でも「期限の定めがない」に記入してください。

問8 貴事業所において結ばれている派遣契約の件数を派遣業務別派遣契約期間別に記入してください。
 {記入は該当のあるもののみ行ってください。該当のないものは、空欄とします。(問9についても同様とします。)}

	派遣業務	派遣契約期間									
		1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 1か月以下	1か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える期間 の定めがある	期間の 定めがない	
政令で定める 26業務	1号 ソフトウェア開発	件	件	件	件	件	件	件	件	件	16~24
	2号 機械設計										25~33
	5号 事務用機器操作										34~42
	8号 ファイリング										43~51
	10号 財務処理										52~60
	11号 取引文書作成										61~69
	16号 案内・受付、駐車場管理等										70~78
	24号 テレマーケティングの営業										79~87
	その他										88~96
26業務以外	営業(24・25号を除く)										97~105
	販売										106~114
	一般事務										115~123
	介護										124~132
	医療関連業務										133~141
	物の製造										142~150
	倉庫・搬送関連業務										151~159
	イベント・キャンペーン関連業務										160~168
	その他										169~177

問9 問8で記入した契約件数について、派遣業務別通算派遣期間別に記入してください。

	派遣業務	通算派遣期間									
		1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 1か月以下	1か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える (期間の定めがある)	期間の 定めがない	
政令で定める 26業務	1号 ソフトウェア開発	件	件	件	件	件	件	件	件	件	178~186
	2号 機械設計										187~195
	5号 事務用機器操作										196~204
	8号 ファイリング										205~213
	10号 財務処理										214~222
	11号 取引文書作成										223~231
	16号 案内・受付、駐車場管理等										232~240
	24号 テレマーケティングの営業										241~249
	その他										250~258
26業務以外	営業(24・25号を除く)										259~267
	販売										268~276
	一般事務										277~285
	介護										286~294
	医療関連業務										295~303
	物の製造										304~312
	倉庫・搬送関連業務										313~321
	イベント・キャンペーン関連業務										322~330
	その他										331~339

問10

派遣先責任者については1頁裏面を参照してください。

問11

「働きながら行う教育訓練・能力開発（OJT）」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいい、単に仕事の手順を教えるだけのものは含めません。

問12

「労働者派遣契約を中途解除した」とは、労働者派遣契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行ったことをいいます。

問13

- (2) 一人の派遣労働者からの1個の苦情内容を1件として数えてください。
- (4) 「苦情の解決」とは、処理結果を通知して当事者本人の了解を得られれば解決したこととします。
「苦情の解決状況」とは、苦情の発生件数に対する苦情の解決した件数の割合を言います。

問14

「正社員」とは貴事業所と直接雇用関係のある労働者のうち、貴事業所で正社員・正職員等とされている者をいいます。

- (1) 「正社員に採用する制度」は、就業規則等で制度として定められている場合に限りです。制度として定められていなければ、仕事の実績等を勘案して正社員に採用する慣行がある場合でも、「制度がない」に○をつけてください。

問10 選任している派遣先責任者は何人ですか。

340

--	--	--

人

問11 貴事業所が平成19年10月1日～平成20年9月30日の間に派遣労働者に対して行った教育訓練・能力開発に該当するものを次の1～4の中からすべて選んでください。行っていない場合は5を選んでください。

働きながら行う教育訓練・能力開発（OJT）を行った	1
外部の講師を招いて教育訓練・能力開発を行った	2
教育訓練機関（事業所以外の場所）で教育訓練・能力開発を行った	3
派遣元が実施する教育訓練・能力開発への便宜を図った	4
派遣労働者に対しては教育訓練・能力開発を行っていない	5

341

問12 平成19年10月1日～平成20年9月30日の間に労働者派遣契約を中途解除したことがある場合、該当する理由を次の1～6の中からすべて選んでください。中途解除したことがなければ7を選んでください。

派遣労働者の技術・技能に問題があった	1
派遣労働者の勤務状況に問題があった	2
派遣労働者と事業所の他の労働者との人間関係に問題があった	3
事業所の事業計画に急な変更・中止が発生した	4
欠員の補充が可能になった	5
その他	6
中途解除したことはない	7

342

問13 (1) 平成19年10月1日～平成20年9月30日の間に派遣労働者から苦情の申し出を受けたことがありますか。

受けた	受けていない
1	2

343

→ 問14へ

(2) 苦情の申し出を受けた件数はいくつですか。

344

--	--	--

件

(3) 苦情の内容をすべて選んでください。

業務内容	1	個人情報の保護	6
指揮命令関係	2	人間関係・いじめ	7
派遣期間	3	セクシュアルハラスメント	8
就業日・就業時間・休憩時間・時間外労働・休暇	4	その他	9
安全・衛生	5		

345

(4) 苦情の解決状況を選んでください。

すべてが解決	100%未満75%以上程度解決	75%未満50%以上程度解決	50%未満25%以上程度解決	25%未満程度解決
1	2	3	4	5

346

<全ての事業所がお答え下さい>

問14 (1) 貴事業所が受け入れた派遣労働者を正社員に採用する制度はありますか。

制度がある	制度がない
1	2

347

(2) 派遣労働者を正社員に採用したことはありますか。

採用した	採用していない
1	2

348

問15

「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいいます。

紹介予定派遣は、一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われるものであり、労働者派遣の期間中に、派遣労働者は派遣先における業務が自分に合うかどうか等を確認し、派遣先は労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいかどうか等を確認した上で、あっせんを経て双方が合意した場合に直接雇用に移行することができます。

ただし、派遣先及び派遣労働者の求人・求職の意思等を確認して職業紹介が行われるものであり、当該意思等のいかんによっては職業紹介が行われないこともあります。また、職業紹介の結果、派遣労働者が派遣先に採用されないこともあります。

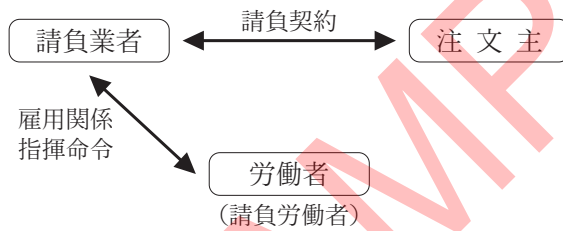
問16

(1)

「請負労働者」とは請負業者と雇用関係があり、請負業者から指揮命令を受けて就業する関係にあるが、注文主から指揮命令を受ける関係にない労働者です。本調査では貴事業所と雇用関係及び指揮命令関係はないが、貴事業所と同一場所にある敷地や社屋・構内等で就業しているすべての労働者をいいます。

例えば、警備、電話交換、清掃、給食受託業務に従事する者も該当すれば請負労働者になり、また、建物の修繕のために事業所内にいる労働者も該当すれば請負労働者になります。

ただし、請負契約を履行するためであっても、荷物の配送・集荷の様に、一時的に貴事業所内に立ち寄った労働者は含めません。



(1)①, ②

「物の製造」とは、物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行っている請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。

(2)

請負契約は貴事業所において行われる業務に限ります。

また、今後とは平成21～23年の3年間をいいます。(問17も同様とします。)

* 「請負労働者がいない事業所」の(2)の記入について

- ・新たに請負を活用する予定の場合は「増やす」に○をつけてください。
- ・請負を活用する予定のない場合は「変更しない」に○をつけてください。

問17

「正社員以外の直接雇用関係のある労働者」とは貴事業所と直接雇用関係のある労働者のうち、正社員・正職員等とされている以外の者をいいます(例 パート・アルバイト、契約社員等)。

「割合を増やす」には、調査期日現在該当の種類の労働者はいないが、今後活用する予定のある場合を含めます。

問15 (1) 紹介予定派遣の制度を利用したことがありますか。

ある	ない		349
	制度を知っている*	制度を知らない	
1	2	3	

*問15(1)で「制度を知っている」と答えた場合は、問15(2)のみ回答してください。

→ (2) 紹介予定派遣を今後利用しますか。

利用する予定である	検討中である又は 検討してみたい	利用の予定はない	わからない	350
1	2	3	4	

→ (3) 平成19年10月1日～平成20年9月30日の間の紹介予定派遣の利用状況についてお伺いします。

① 紹介予定派遣で派遣として働いたことのある派遣労働者は何人ですか。

351	男	千				人
352	女	千				人

② 紹介予定派遣を経て直接雇用に関わった労働者は何人ですか。

353	男	千				人
354	女	千				人

問16 (1) 貴事業所に請負労働者はいますか。

いる	いない*	355
1	2	

→ 問16(2)へ

→ ① 請負労働者には物の製造を行っている請負労働者がいますか。

	いる	いない	356
	1	2	

→ 問16(2)へ

② 10月1日現在で物の製造を行っている請負労働者は何人ですか。

357	男	千				人
358	女	千				人

(2) 平成20年10月1日現在の請負契約による発注の量について、今後どのような見通しを持っていますか。該当するものに1つ○をつけてください。

増やす	変更しない	減らす	発注をやめる	未定	359
1	2	3	4	5	

問17 平成20年10月1日現在の貴事業所における労働者の割合を、今後変更する方針がありますか。労働者の種類別に該当するものに1つ○をつけてください。

	割合を増やす	割合を変えない	割合を減らす	現在いないが、今後も活用の予定はない	未定	
正社員	1	2	3	4	5	360
正社員以外の 直接雇用関係のある労働者	1	2	3	4	5	361
派遣労働者	1	2	3	4	5	362

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

<p>1号（ソフトウェア開発） 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。第23号及び第25号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務</p> <p>2号（機械設計） 機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第25号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務</p> <p>3号（放送機器等操作） 映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等（放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務</p> <p>4号（放送番組等演出） 放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）</p> <p>5号（事務用機器操作） 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器（第23号において「事務用機器」という。）の操作の業務</p> <p>6号（通訳、翻訳、速記） 通訳、翻訳又は速記の業務</p> <p>7号（秘書） 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務</p> <p>8号（ファイリング） 文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従ってする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験が必要とするものに限る。）の業務</p> <p>9号（調査） 新商品の開発、販売計画の作成等に必要なる基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務</p> <p>10号（財務処理） 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務</p> <p>11号（取引文書作成） 外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務</p> <p>12号（デモンストレーション） 電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務</p> <p>13号（添乗） 旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、当該旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務</p>	<p>14号（建築物清掃） 建築物における清掃の業務</p> <p>15号（建築設備運転、点検、整備） 建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。）</p> <p>16号（案内・受付、駐車場管理等） 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第14号に掲げる業務を除く。）</p> <p>17号（研究開発） 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第1号及び第2号に掲げる業務を除く。）</p> <p>18号（事業の実施体制の企画、立案） 企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）</p> <p>19号（書籍等の制作・編集） 書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務</p> <p>20号（広告デザイン） 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次号に掲げる業務を除く。）</p> <p>21号（インテリアコーディネータ） 建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）</p> <p>22号（アナウンサー） 放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）</p> <p>23号（OAインストラクション） 事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務</p> <p>24号（テレマーケティングの営業） 電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>25号（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業） 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的な知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>26号（放送番組等における大道具・小道具） 放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）</p>
--	---

* 各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。